

B005 - 6 がん治療連携計画策定料（施） 750 点 拠点病院が算定

（がんと診断されてから最初の入院に係る退院時の1回に限り算定）

がん診療連携拠点病院等を中心に策定された地域連携診療計画に沿ったがん治療に関わる医療機関の連携により、がん患者に対して地域における切れ目のない医療が提供されることを評価

◆地域連携診療計画は、

- ・あらかじめ、がん診療連携拠点病院等において
- ・がんの種類や治療方法等ごとに作成され、
- ・がん診療連携拠点病院等からの退院後の治療を共同して行う複数の連携保険医療機関との間で共有して活用されるものであり
- ・病名、ステージ、入院中に提供される治療、退院後、計画策定病院で行う治療内容及び受診の頻度、連携医療機関で行う治療の内容及び受診の頻度、その他必要な項目が記載されたものであること。

◆「がん治療連携計画策定料」は、

- ・がんと診断され、
がんの治療目的に初回に入院した際に、
- ・地域連携診療計画に沿って治療を行うことについて
患者の同意を得た上で
- ・地域連携診療計画に基づく個別の患者ごとの治療計画を作成するとともに、
説明し、それを文書にて患者又は家族に提供した場合に、
- ・退院時に計画策定病院（当院）において算定する。
- ・その際、患者に交付した治療計画の写しを診療録に添付すること。
- ・退院時に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る）に、
- ・退院時に1回に限り算定する。
- ・診療情報提供料(Ⅰ)、開放型病院共同指導料(Ⅱ)、退院時共同指導料2は、別に算定できない。